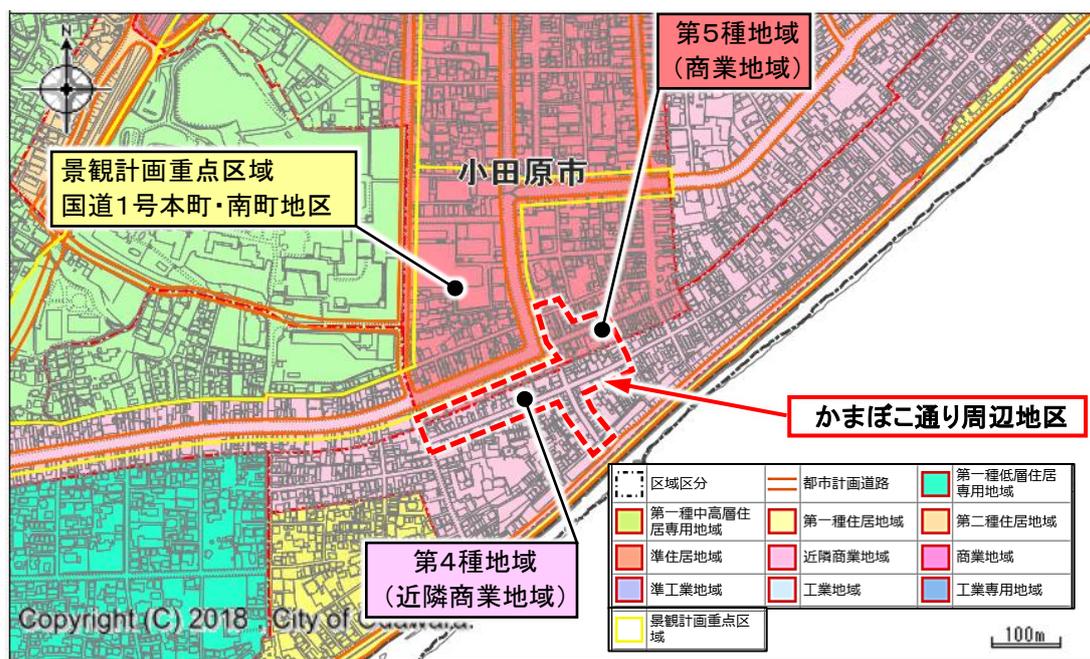


## ■小田原市屋外広告物条例について

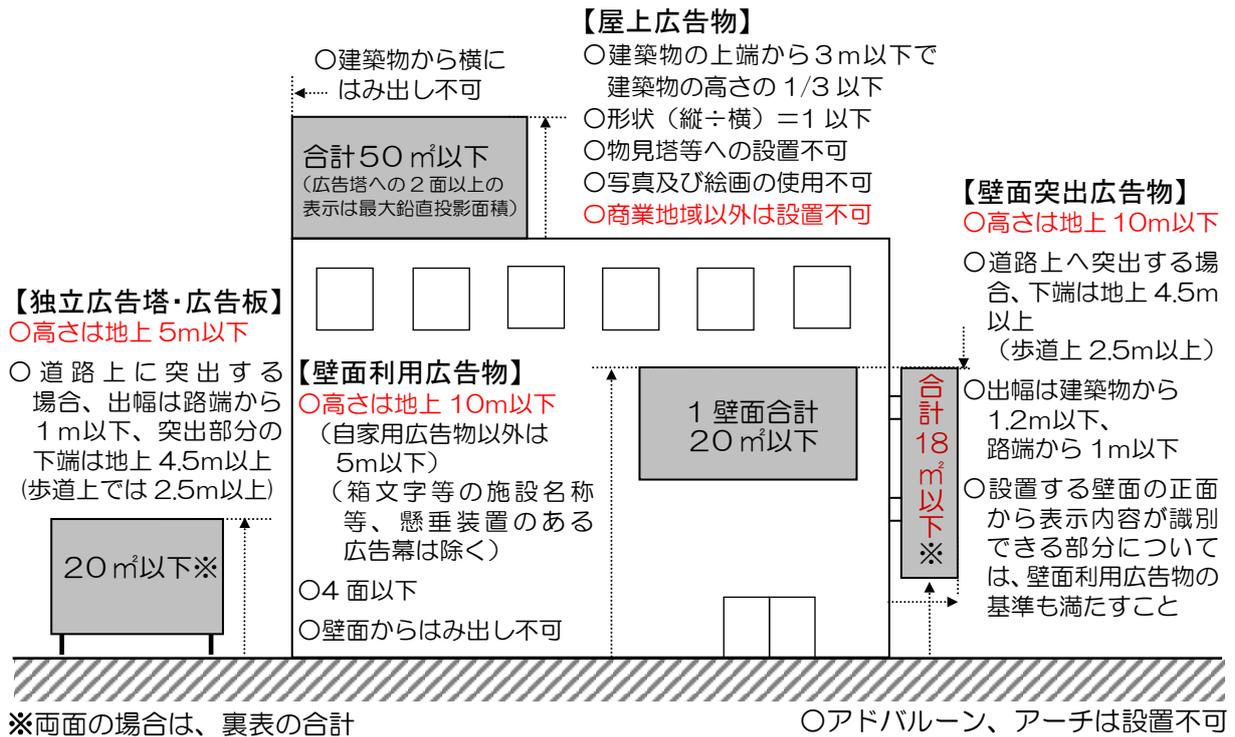
### ●屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等に関する基準

屋外広告物に関する基準は、「小田原市屋外広告物条例第7条第1項の規定による屋外広告物の表示及び掲出物件の設置の方法等の基準を定める規則」で定めており、現在、かまぼこ通り周辺地区は、用途地域に応じて第5種地域（商業地域）と第4種地域（近隣商業地域）の基準を適用しています。

重点区域の指定に伴う新たな基準については、隣接する「国道1号本町・南町地区」との連続性も考慮しつつ、宿場町、蒲鉾店舗や水産加工店舗を中心に商業・業務地と発展してきた歴史を踏まえた緩やかな秩序が感じられる良好な通り景観とかまぼこ通り沿道の個性あるにぎわいを形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いたり、和風の仕様等を用いたりするとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るよう基準を設定します。



## 位置・大きさ等の基準



## 【色彩】

### 【工作物利用広告物】

- 面積 20㎡以下
- 高さは地上 5m 以下
- 工作物からはみ出し不可

### 【広告旗・立看板】

- 面積は、2㎡以下※
- 高さは地上 3m 以下
- 敷地内の合計面積はそれぞれ、1 の前面道路あたり 5㎡以下

### 【懸垂幕】

- 懸垂幕の幅は 2m 以下  
 （合計の幅は 1 壁面の幅の 1/2 以下）

### 【照明】

- ネオン照明（文字の部分を除く）、点滅照明又は動光は不可。

注）赤字は、国道 1 号本町・南町地区と異なる基準

### 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩

色相	地色の彩度
0. 1R~10R	5 以下とする。
0. 1YR~ 5 Y	6 以下とする。
5. 1Y~10G、0. 1PB~10RP	4 以下とする。
0. 1BG~10B	3 以下とする。

### 懸垂装置のある広告幕の地（文字以外の部分）の色彩

色相	地色の彩度
0. 1R~10R、0. 1RP~10RP	4 以下とする。
0. 1YR~ 5 Y	6 以下とする。
5. 1Y~10P	2 以下とする。

※地の部分で上記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3 分の 1 以内

※カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす

### 独立広告塔又は独立広告板の掲出物件（支柱など）の色彩

色相	地色の彩度
0. 1YR~ 5 Y	4 以下とする。
上記以外の色相	1 以下とする。